

新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種実施計画

[策定] 令和3年4月1日 宮城県七ヶ浜町

[更新] 令和3年9月15日

下線部分が主な更新箇所・新たに追加された項目は、タイトルに(追加)と表記

2

目的

- 本計画は、予防接種法第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチンに係る臨時接種に基づく本町の事務に関し、新型コロナウイルスワクチンの接種(以下、「予防接種」と表記)を円滑に行うことを目的として、必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等について定める。
- 本計画は、作成時点での内容であり、今後、予防接種に関し詳細内容の決定や追加等があった場合は、随時更新する。
- 本計画に定めるもののほか、予防接種に関し必要な事項は、別に定める。

目次

- | | |
|----|--------------------|
| 5 | ・実施期間及び対象者等 |
| 6 | ・優先接種順位及び接種対象者の内訳 |
| 7 | ・集団接種の会場等及び実施手順 |
| 8 | ・接種間隔及び予防接種の効率的な運用 |
| 9 | ・予防接種の予約方法 |
| 10 | ・コールセンターの役割分担 |
| 11 | ・医療従事者の確保 |
| 12 | ・安全性の確保 |
| 13 | ・予防接種組織体制 |

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

目次

- | | |
|----|----------------------------------|
| 14 | ・予防接種の1日あたり接種見込み数 |
| 15 | ・予防接種会場レイアウト |
| 16 | ・予防接種会場までの移動支援 「町民バス ぐるりんこ」の無料乗車 |
| 17 | ・[接種順位3] 基礎疾患を有する者の優先接種 |
| 18 | ・[接種順位3] 高齢者施設等従事者の優先接種 |
| 19 | ・16歳未満の予防接種について |
| 20 | ・12歳到達年度の接種方法について |
| 21 | ・予防接種スケジュール |
| 22 | ・仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について |
| 23 | ・妊婦等の優先接種について |

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

実施期間及び対象者等

項目	内容
実施期間	令和3年2月17日から令和4年2月28日まで
集団接種期間	令和3年5月11日から令和3年11月28日まで
接種対象者	12歳以上の者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

優先接種順位及び接種対象者の内訳

接種順位	区分	人数	備考
1	医療従事者等	552人	総人口の3%(推計値)
2	65歳以上高齢者	6,051人	
3	基礎疾患を有する者	176人	
3	高齢者施設等の従事者	98人	
4	上記以外の者(12~64歳)	10,113人	
	接種対象者計	16,990人	12歳以上
	総人口	18,379人	

[出典]令和3年3月31日現在住民基本台帳・[推計値]新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き3.1版

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

集団接種の会場等及び実施手順

1) 集団接種会場及び接種日等

- セブシマ市武道館(セブシマ市吉田浜字野山5-9 生涯学習センター内)を会場とした集団接種を実施する。
- 休館日(月曜日、ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日)を除く火曜日から日曜日に実施する。
- 1日あたりの接種開始時間は4回とし、次のとおり設定する。
 - (1) 9時30分 (2) 10時30分
 - (3) 13時30分 (4) 14時30分

2) 集団接種の実施手順

- 予め予約受付を行い、予約完了後に予防接種を実施する。
- 予約は、2回分受付できる。
- 予約は、接種日時を指定して行う。
- 接種可能日は、予防接種スケジュールのとおりとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

接種間隔及び予防接種の効率的な運用

1) 接種間隔

- ファイザー社製ワクチンの場合、接種間隔は、20日の間隔をおいて2回目接種することとする。なお、2回目の接種については、予約の空き状況やご自身の都合などを踏まえ、速やかに行うものとする。

2) 予防接種の効率的な運用

- 予定していた接種者が接種できないなどの理由によりワクチン接種回数の調整が必要な場合には、予め同意を得た予防接種従事者並びに教育、子ども子育て支援及び福祉に関する業務に従事する者に対し予防接種を行うなど、効率的な運用に努める。
- 予約受付状況により、予防接種を実施しない日時や接種回数あたり接種見込み数を変更することができる。
- その他、予防接種の効率的な運用に関する具体的な手順等は、別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種の予約方法

予約方法	予約概要	会場・連絡先	時間	予約受付期限
電話予約	予約コールセンターによる電話予約	0120-224407	8時30分～18時30分	8月31日
窓口及び電話予約	役場での窓口及び電話予約	健康福祉課窓口 022-357-7449	8時30分～17時15分 (ただし、土日祝日を除く)	9月30日 ただし、変更予約の受付は、予約受付期限以降も実施
オンライン予約	インターネットを利用した予約	町ウェブサイトの特設サイトより	24時間 (ただし、メンテナンス等のため停止する可能性がある)	9月30日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

コールセンターの役割分担

区分	名称	相談受付内容	連絡先
国	厚生労働省コロナワクチンコールセンター	ワクチンの安全性・有効性などに関すること	0120-761770 (9時～21時)
県	新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター	ワクチンの副反応などに関すること	022-398-9211 (24時間受付)
町	予約コールセンター	予防接種の電話予約受付(予防接種券送付者のみ)	0120-224407 (8時30分～18時30分)
町	健康福祉課窓口	予防接種の電話及び窓口予約受付(予防接種券送付者のみ)	022-357-7449 (8時30分～17時15分) 土日祝日を除く

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

医療従事者の確保

- 公益社団法人宮城県塩釜医師会に対し、医師と看護師の派遣を依頼する。
- 1日に接種する回数や人数は、医師及び看護師の派遣状況を踏まえ、個々の予防接種が時間的余裕を持って行われるよう配慮する。
- 従事する医師は1名とし、看護師は3～5名とする。
- 1日あたりの接種可能回数の拡充に対応するため、公益社団法人宮城県塩釜医師会から派遣される看護師とは別に、新たに看護師等を確保する。
- 新たに確保する看護師等は2～3名とし、従事内容は経過観察等とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

安全性の確保

No.	項目	方針
1	予防接種券・予診票の送付	予防接種対象者に対し、予め郵送により本人が特定できる予防接種券と予診票を送付する。
2	対象者の本人確認	予防接種券と予診票を用い、口頭や本人が特定できる書類などにより対象者本人であることを確認する。
3	接種不相当者及び予防接種注意者の確認	接種受付時及び予診票による確認時に、接種不相当者または予防接種注意者に該当するかどうかを確認する。
4	副反応等に関する説明および同意	予診の際に、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者などにその内容が理解できるよう適切な説明を行うほか、予防接種の際に、文書により同意を得た場合に限り接種を行う。
5	接種歴の確認	受付担当職員及び医師は、持参した予防接種済証などにより接種歴の確認を行い、接種間隔やワクチンの種類などの確認を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種組織体制



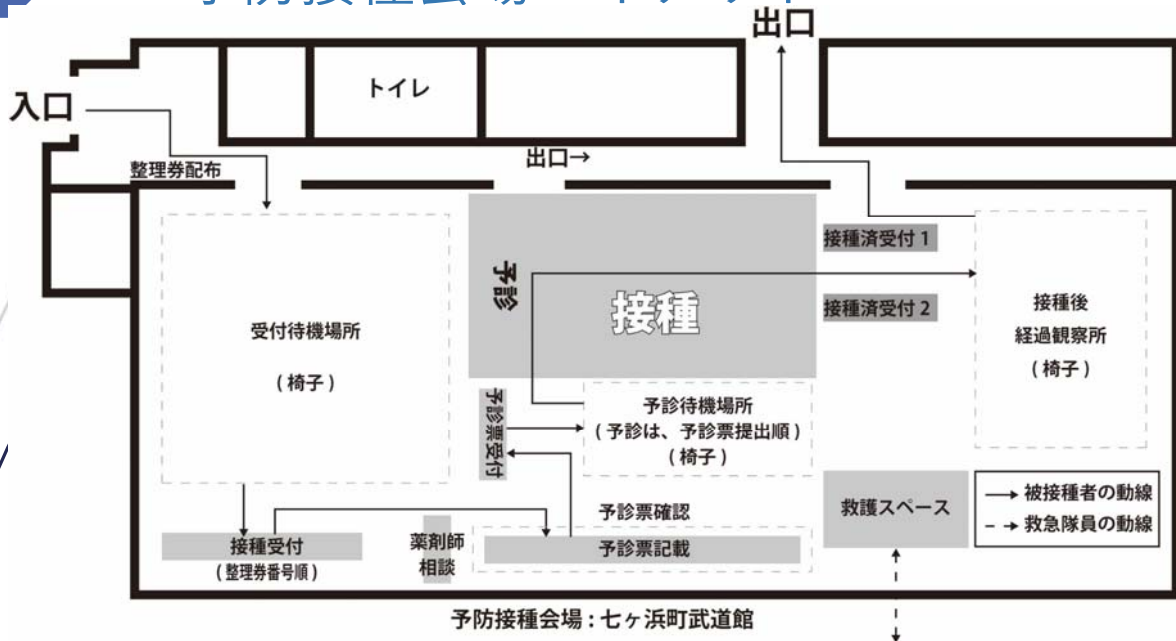
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種の1日あたり接種見込み数

予防接種日	1日あたり接種回数(A)	接種回数あたり接種見込み数(B)	1日あたり接種見込み数(A×B)
5/11~5/16	4回	20回	80回
5/18~5/30	4回	30回	120回
6/1~11/28	4回	45回	180回

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種会場レイアウト



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種会場までの移動支援 「町民バス ぐるりんこ」の無料乗車

概要

- ・ 予防接種会場までの移動支援を行うため、「町民バス ぐるりんこ」について、予防接種対象者の往復分の運賃を無料にするもの。

詳細

- ・ 最寄りのバス停から乗車し、予防接種会場の七ヶ浜町武道館がある「生涯学習センター」で下車
- ・ 運行は、通常のバス時刻のとおり

その他

- ・ 乗車の際、運転手に「ワクチン接種券」を提示
- ・ 運行時刻等については、「町民バスぐるりんこ」の時刻表を確認いただくほか、詳細について町広報誌等に掲載

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

[接種順位3] 基礎疾患を有する者の優先接種

- 64歳以下で、国が定める病気や状態の方、通院や入院をしている方については、本人からの申し出により、年齢到達の接種順位より優先して接種することができる。
- 基礎疾患を有する者の優先接種の申請受付(予防接種券の発行申請)は、6月1日から役場健康福祉課で行い、6月30日を申請受付期限とする。
- 接種順位は3とする。なお、予防接種券の通知発送日を過ぎた場合は、順次発送する。
- 基礎疾患の例(概要)
 - 慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病(高血圧を含む)、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病、血液の病気、免疫の機能が低下する病気、ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態、重度心身障害、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患や知的障害
 - 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

[接種順位3] 高齢者施設等の従事者の優先接種

- 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員について、施設が希望する場合、接種者の同意を得て年齢到達の接種順位より優先して接種することができる。
- 接種順位は3とし、6月開始、7月完了を目途として各施設において入所者を含め接種を行う。
- 接種は、サテライト接種で行う。
- 接種要件など、高齢者施設等の接種に関し必要な事項は、別途定める。

サテライト型接種

- ・ 他市の病院に割り当てられたワクチンを、嘱託医などが各施設に訪問して接種

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

16歳未満の予防接種について

- 16歳未満への予防接種を実施する場合は、国手引きに基づき、原則、保護者の同伴を必要とするものとする。
- 接種後の接種会場からの帰宅時における急激な体調変化などに配慮し、保護者の同伴により接種者の安全を最優先した運用に努めるものとする。
- 小学校6年生のうち、10月誕生月までの児童は、集団接種を想定した予防接種券の送付とするが、11月～1月誕生月の児童は、個別接種を想定し、誕生月の月上旬に送付する。

集団接種

- 町が設置する集団接種会場で接種
- 従来の方で予約

個別接種

- 病院などに割り当てられたワクチンを、各医療機関で直接接種
- 各医療機関に直接予約

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

12歳到達年度の接種方法について

グループ	対象者生年月日	集団接種	予約方法	接種可能日
G11A	～平成21年10月31日生	○	集団接種を希望する場合は、通常の予約方法により予約	12歳到達の誕生日前日以降接種可能
G11B	平成21年11月1日～平成22年1月31日生	×	個別接種を行う医療機関等に直接予約	
G11C	平成22年2月1日～平成22年4月1日生	×	×	実施期間の令和4年2月28日までに接種完了が見込めないため接種不可

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

予防接種スケジュール

接種順位	グループ	対象年齢	通知発送日	接種可能日(2回分)
2	G1	65歳以上	4月2日・4月16日	5月11日～11月28日 ただし、予約受付状況により、予防接種を実施しない日時を設ける場合がある。
3	基礎疾患	基礎疾患を有する者	6月18日	
4	G2	60～64歳	6月23日	
	G3	55～59歳	6月25日	
	G4	50～54歳	6月30日	
	G5	45～49歳	7月15日	
	G6	40～44歳		
	G7	35～39歳		
	G8	30～34歳		
	G9	25～29歳		
	G10	17～24歳		
G11A	12～16歳			

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について

- 本町で実施する集団接種のほか、仙台市などを会場とした大規模接種について、他自治体の接種が可能であり、かつ、住民が接種を希望する場合は、指定された期日並びに予約方法により、住民自身により直接必要な手続きを行うものとする。
- 使用するワクチンの種類や接種間隔、接種可能な日、その他接種に関する必要な事項などは、実施主体により決定された内容に基づく。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

[追加]妊婦等の優先接種について

- 妊婦や配偶者等(パートナー含む)ができるだけ早期にまた、接種後の体調変化も考慮し、新型コロナワクチンの接種を受けることができるよう、集団接種以外に専用の接種枠を設けるもの。
- 対象者 妊婦及びその配偶者等(パートナー含む)
- 接種場所 坂総合病院(塩竈市錦町16-5)
- 接種日 毎週木曜日(9月30日開始・11月4日終了予定)
- 接種開始時間 16時(予定)
- 予約受付期間 9月21日・9月22日・9月24日
- 予約方法 健康福祉課にて窓口及び電話予約(予約日時及び連絡先は、「9 予防接種の予約方法」参照)